

相続等により農地を取得した場合の届出について

通常、売買等により農地を取得する場合にはあらかじめ農業委員会の許可を受けなければなりません。相続、遺産分割、包括遺贈、時効などにより農地を取得する場合には許可は不要です。

相続、遺産分割、包括遺贈、時効などにより農地を取得された際には、農地法により、その農地がある市町村の農業委員会への届出が義務付けられています。

1 届出に必要なもの

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書（別紙様式）2部
- (2) 登記簿謄本の写しなど相続したことが確認できる書類 例：全部事項証明書
- (3) 印鑑
- (4) 代理人が届出をする場合は委任状

2 届出時期

農地の権利を取得したことを知った日からおおむね10ヶ月以内
届出をしなかったり、虚偽の届出をすると罰則（10万円以下の過料）が科せられる場合があります

3 届出窓口

美里町役場 本庁舎1階 農業委員会事務局

4 根拠法令

農地法第3条の3（農地又は採草放牧地についての権利取得の届出）
農地法第69条（罰則）

※この届出は、農業委員会に権利取得の内容等を知らせるものであり、権利取得後の効力を発生させたり保全するものではありません。

何かご不明な点等ございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

美里町農業委員会事務局

TEL 0495-76-5133